

1 生薬総則

2 2の条を次のように改める。

- 3 2 生薬は、通例、全形生薬、切断生薬又は粉末生薬に分けて
4 取り扱う。
- 5 全形生薬は、その薬用とする部分などを乾燥し、又は簡単
6 な加工をしたもので、医薬品各条に規定する。
- 7 切断生薬は、通例、全形生薬を小片若しくは小塊に切断若
8 しくは破碎したもの、又は粗切、中切若しくは細切したもの
9 であり、別に規定するもののほか、その全形生薬の規定を準
10 用する。
- 11 粉末生薬は、全形又は切断生薬を粗末、中末、細末又は微
12 末としたものであり、通例、細末としたものについて医薬品
13 各条に規定する。
- 14